

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和7年6月10日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和7年6月10日（火） 13時30分～14時20分
開催場所	大会議室2-1
出席者職氏名	<p>【政策推進会議メンバー】</p> <p>松井市長公室長、外立総合行政部長、豊島総務部長、松田政策推進課長、尾崎人事課長、伊東財政課長</p> <p>【担当部課】</p> <p>今野教育政策部長、佐野学校教育課長</p> <p>【関係部課】</p> <p>清水子ども・健康部長、成田教育総務課長、土崎生涯学習課長、的場保育課長</p> <p style="text-align: right;">（計12人）</p>
欠席者職氏名	（計 0人）
説明員職氏名	佐野学校教育課長 <span style="float: right;">（計 1人）</span>
議 題	義務教育学校開校設置のための志木市立学校設置条例の一部改正に伴う意見公募手続で提示する資料の素案について
結 果	

事務局職員職氏名	柴谷政策推進課主査、岩男政策推進課主査
その他必要事項	
会議内容の記録（会議経過、結論等）	
<p>1 開会</p> <p>松田政策推進課長が開会を告げる。</p> <p>2 審議事項</p> <p>&lt;義務教育学校開校設置のための志木市立学校設置条例の一部改正に伴う意見公募手続で提示する資料の素案について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐野学校教育課長より概要を説明後、審議を行った。</li> </ul> <p>○概要説明</p> <p>準備に一定の期間を要する教職員人事の調整や新入学児童の保護者向け通知の発送準備、その他開校に向けての諸準備を円滑に進めるため、志木市立学校設置条例の一部改正について、議会への上程に向けての準備を進めている。</p> <p>（1）志木第二中学校区義務教育学校設置に向けてのこれまでの取組</p> <p>教育委員会では、令和4年度に「志木市小中一貫教育基本方針」を策定し、令和5年度には、「志木市小中一貫教育推進計画」の素案に対する意見公募手続を実施したうえで、「志木市小中一貫教育推進計画」を策定した。これにより、志木第二中学校区は、令和9年度からの設置形態を小中一貫教育の効果をより発揮することが期待できる義務教育学校とすることを示している。</p> <p>令和6年度は、義務教育学校設置に向けての意識調査や基本設計を経て、義務教育9年間を一貫した教育活動に適した学校施設とする施設整備の概要を公表したところである。</p> <p>令和7年度は、基本設計の内容を基に実施設計に着手するとともに、志木市立学</p>	

校設置条例の一部改正を行う予定である。

(2) 基本的事項

義務教育学校の名称、開校予定日、児童生徒数及び学級数見込み並びに義務教育学校の体制（見込み）について説明。

(3) 義務教育学校の体制（見込み）

埼玉県市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準より算出

(4) 施設の活用

既存の3つの学校の校舎・体育館・運動場を活用し、小中一貫教育の効果をより発揮できる学校施設とする。東エリアと中央エリアを渡り廊下でつなぎ、児童生徒及び教職員が安全で効率的に通行できる動線を確保する。

(5) 開校に向けた準備等

志木第二小学校及び志木第四小学校、志木第二中学校の教職員等とともに、令和9年4月からのさまざまな教育活動について検討している。

(6) 年度別スケジュール

令和9年度の開校に向けたスケジュールを示した。

メンバー：意見公募はいつ実施するのか。

担当部課：8月の実施を予定している。

メンバー：今回の意見公募は何を目的に行うのか。

担当部課：志木市立学校設置条例の一部改正についてであるが、改正に係る事項だけでなく、現時点において提示できる義務教育学校の概要等の資料を補足したものである。

メンバー：志木市立学校設置条例の一部改正についての意見公募を行うということで理解した。それであれば、意見公募手続の対象として意見をいただきたい志木市立学校設置条例の一部改正に係る事項と、それ以外の参考資料とで分ける方がわかりやすいと考えるが、いかがか。

担当部課：意見公募手続の資料には、志木市立学校設置条例の一部改正に係る事項に加えて、参考資料として義務教育学校設置に向けての概要を添付する。

また、義務教育学校設置に向けての概要については、意見公募手続のほか、別途保護者や議員への説明の機会を設ける予定で考えている。

心配している市民の方もいらっしゃることを踏まえ、現時点で提示できる情報を参考資料として添付して意見公募手続を行っていきたいと考えている。

メンバー：担当課の言うように、市民に丁寧に説明していく必要があると考える。

#### ○結論

市民への説明のため、志木市立学校設置条例の一部改正に係る事項とそれを補足する参考資料を添付したうえで、意見公募手続を行うことについて庁議に付議する。

### 3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。